

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（草案）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国~~の~~の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

## 六 会計検査院

(2) の法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。以下同じ）を行つ活動

(3) 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘密を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 國際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る國際取引を行う活動その他の

国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていいないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に係る情報を保有する他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通

知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察から伝達を受け、又は都道府県警察に伝達した事項（次項において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた特定行政機関の長又は警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の伝達を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関から特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあ

る場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者の中特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めたときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

⑥ 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

⑦ 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

⑧ 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを利用しないものとする。

⑨ 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。

二 第二項の期間の満了後引き続きその職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。

三 前号に掲げるほか、行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要がある

と認めるとき。

10 前項の場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又は対象職員が適性を有しないと行政機関の長が認めたときは、第二項の期間内であつても、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。

11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第二項まで及び第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるとときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により

適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第~~二~~項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、同項から同条第六項まで及び同条第八項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「行政機関の長は」とあるのは「契約業者は、行政機関の長が」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同項及び第一項中「第一項」とあるのは「第十条第一項」と、同条第七項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第九項各号列記以外の部分中「職員」とあるのは「契約業者の役員又は職員」と、同項第一号中「その職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該職員」とあるのは「契約業者が、当該役員又は職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たつて取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一條 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たつて取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

## (不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかつたこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## (その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

## (政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことの業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者の中第十五条

第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
  - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

究

- 口 公共の安全と秩序の維持に関し収集した  
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力  
二 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号  
特定有害活動に関する重要な情報

## ○都道府県警察の職員の適性評価

## 行政機関（読み替え前）

## 都道府県警察（読み替え後）

## （行政機関の職員の適性評価）

**第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。**

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

3 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

4 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めたときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

5 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

## 【以下第八条の準用部分（傍線部分が読み替え部分）】

## （行政機関の職員の適性評価）

**第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。**

**第八条 警察本部長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。**

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適當でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】

二 適性評価を実施することにより、特別秘密に係る犯罪の捜査の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該警察本部長が講ずるとき。【P】

3 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

4 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

5 警察本部長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めたときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

6 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

て政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めたときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めると、その結果を対象職員に対し通知しなければならない。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有するかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

一 第三項の期間の満了後引き続きその職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。

二 前号に掲げるほか、行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めたときは、第三項の期間内であっても、当該職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。

11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

て政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

5 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 警察本部長は、第四項の調査を行うため必要があると認めたときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めると、その結果を対象職員に対し通知しなければならない。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 警察本部長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有するかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

一 第三項の期間の満了後引き続きその職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。

二 前号に掲げるほか、警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと警察本部長が認めたときは、第三項の期間内であっても、当該職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。

11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○ 契約業者の役職員の適性評価

行政機関（読み替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを実行させるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

契約業者（読み替え後）

（契約業者の役員及び職員の適性評価）【P】

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを実行するようするものとする。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることとが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に對して実施する。

3 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めたときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることとが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に對して実施する。

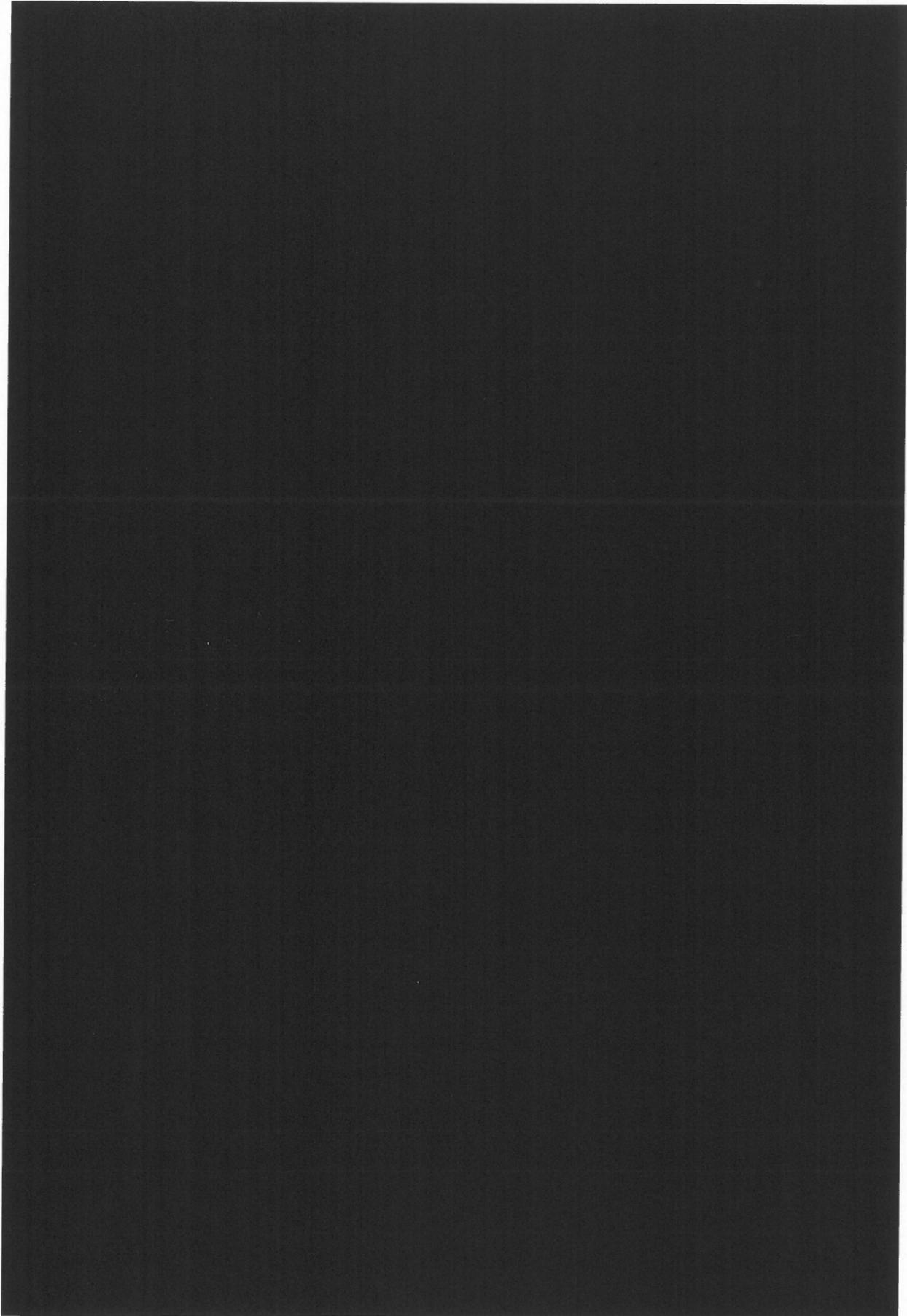
3 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めたときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

- て政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めたときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めめたかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有するとして認められた職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。  
一 第三項の期間の満了後引き続きその職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。  
二 前号に掲げるときのほか、行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。
- 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めたときは、第三項の期間内であっても、当該職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象役職員に告知した上で、当該対象役職員の同意を得なければならない。
- 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めたときは、その職員に対象役職員若しくは対象役職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めめたかどうかの結果を対象役職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象役職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象役職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有するとして認められた契約業者の役員又は職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。  
一 第三項の期間の満了後引き続き契約業者がその役員又は職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。  
二 前号に掲げるときのほか、行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。
- 10 前項の場合において、その役員若しくは職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその役員若しくは職員が適性を有しないと行政機関の長が認めたときは、第三項の期間内であっても、契約業者は、当該役員又は職員を第十条第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第〇条第〇項に基づく  
適性評価調査票（イメージ）

○ ○ 省



調査票 (イメージ)

調査票 (イメージ)

調査票 (イメージ)

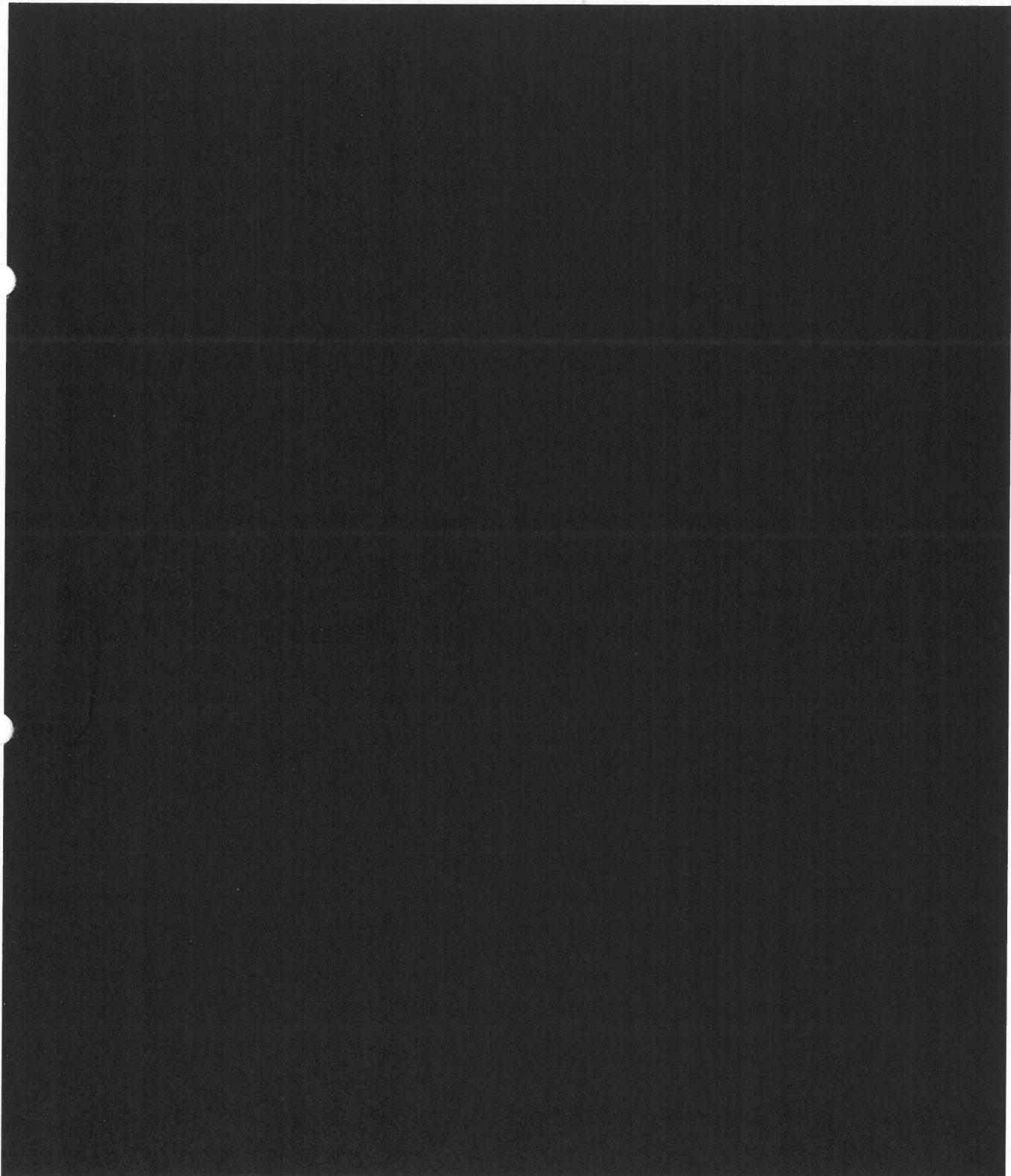
調査票 (イメージ)

調査票 (イメージ)

調査票 (イメージ)

別紙

同意書（イメージ）



平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

#### 1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、防衛省以外の行政機関の職員のうち防衛に関する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者（以下、行政機関との契約に基づき秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者を「契約業者」という。）に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定している（自衛隊法第96条の2第3項）。

そこで、本法制においては、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合について、いかに規定すべきか。

#### 2 検討

(1) ア 一般に、行政機関が保有する秘密に該当する事項といえども、当該行政機関外の者への伝達が一切許容されないわけではなく、当該事項を秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより、伝達が許容される場合があると考えられる<sup>1)</sup>。

このように、行政機関が保有する秘密は、法律上の規定がなくても公益の比較衡量により当該行政機関外の者に適法に伝達することが可能であると考えられるところ、それにもかかわらず自衛隊法が第96条の2第3項において他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の規定を置いた趣旨は、以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54頁）。

「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性が

\*1 昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国政調査権と国家公務員の守秘義務との関係について、「国政調査権に基づいて政府に対して要請があった場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によってまもられるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものと考える。」と説明されている。

\*2 内閣法制局内行政法実務研究会編「ケーススタディ行政法実務」（ぎょうせい）277頁において、「守秘義務違反については、罰則を規定することにより、秘密を保護している（地公法60条2号）。しかし、秘密事項であっても、他の法益に基づく要請によって、これを発表することが許容される場合があり、例えば、地公法34条2項の規定により任命権者の許可を受けた場合には、秘密事項を発表することが許され、守秘義務違反に係る犯罪は成立しないことはいうまでもない。」と説明されている。

より高まることとなる。)に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛庁・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある。こうした点にかんがみ、隊法第96条の2第3項は、『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたものである。したがって、隊法第96条の2第3項は、通常の比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたものであり、同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである。』

イ なお、防衛大臣は、防衛出動又は治安出動の際、政府全体として事態に迅速かつ的確に対処し、国民の生命や財産の保護に万全を期すことができるよう、必要に応じて海上保安庁をその統制下に入れて指揮することができる（自衛隊法第80条第2項）ところ、その趣旨に鑑みれば、当該指揮権の中には、海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる権限も含まれると考えられる。

したがって、自衛隊法第96条の2第3項は、防衛大臣が防衛出動時等に海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、創設的規定ではなく、確認的規定として機能するものと考えられる。この点、上記「防衛秘密制度の解説」においても、「比較衡量によって…防衛秘密をわたすことができなくな（る）…おそれがある」「通常の比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたもの」との記述からもうかがわれるよう、同項の機能を必ずしも創設的なものに限定して捉えているわけではないと考えられる。

(2)ア 本法制における特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によつては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは必ずしも許容し難いと考えられる。

したがって、本法制においても、自衛隊法と同様、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける必要があると考えられる。

イ 一方、本法制についても、このような創設的規定を待たずして行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることが許容される場合があると考えられる。すなわち、現行法上、自衛隊法第80条第2項と同様に、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を規定するものがあるところ、当該指揮監督権の中には、当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる権限が含まれる場合もあると考えられる。このような場合、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定は確認的規定として機能することになるところ、創設的に機能する場合とは別途書き分けて規定することも考えられる。

しかしながら、上記(1)イ記載のとおり、自衛隊法においても、防衛省外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合

とを同法第96条の2第3項ひとつにまとめて規定しており、両者を書き分けることはしていない。そして、両者を書き分けていないことを理由に、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を制限するものと解される余地はないと考えられるから、あえて両者を書き分ける必要性は見いだし難い。

したがって、本法制においても、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合とを書き分けずに規定することとする。

ウ なお、自衛隊法第96条の2第3項の「政令で定めるところにより」は、防衛省と他の行政機関が対等の立場にあることを前提に協議の手続を想定したものであるが、行政機関間の垣根を越えた指揮監督権の規定例（別紙参照）をみると、指揮監督権が部分的ないし一時的なものにとどまっており、行政機関が基本的には対等の立場にあるという前提を崩すものではないと認められるから、自衛隊法同様、その手続を政令に委任することが適当と考えられる。

これに対し、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権（警察法第16条第2項）は、包括的・恒常的なものであり、警察庁と都道府県警察を対等な立場にあるとみると困難である。このような関係にある両者の間には協議といった手続は馴染まないと考えられることから、その関係に応じた手続規定を設けることが合理的と考えられる。

## 行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督を規定する法律

## 1 行政機関の職員に対する指揮監督を規定するもの

- 内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）  
(総合事務局の所掌事務等)

第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる地方支分部局その他の地方行政機関（以下「地方支分部局等」という。）において所掌することとされている事務

- イ 公正取引委員会の事務総局の地方事務所  
ロ 財務局  
ハ 地方農政局  
ニ 経済産業局  
ホ 地方整備局  
ヘ 地方運輸局

二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第五十八条、第六十二条から第六十四号まで、第六十六条、第六十八条、第六十九号、第七十五条から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

- イ 民有林野に係る次に掲げる事務  
(1) 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。  
(2) 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること（国営に係る森林治水事業を実施することを除く。）。  
(3) 保安林に関すること。  
(4) 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。  
(5) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること（国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するることを除く。）。  
(5) 林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。  
ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。  
ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。  
ニ 栽培漁業の促進に関すること。  
ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

2 総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。

- 一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務 公正取引委員会  
二 財務局において所掌することとされている事務 財務大臣（金融庁の所掌に属する事務（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）については金融

庁長官とし、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。)

三 地方農政局において所掌することとされている事務及び前項第二号に掲げる事務 農林水産大臣

四 経済産業局において所掌することとされている事務 経済産業大臣（消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。）

五 地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務 国土交通大臣

○ 財務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十五号）

（税関等）

第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十七号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

二 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

三 金の輸出入の規制に関すること。

四 輸出入貨物に対し内国税を賦課及び徴収すること。

2 税関及び沖縄地区税関は、前項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。

二 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

3 税関及び沖縄地区税関は、前項各号に掲げる事務については、経済産業大臣の指揮監督を受けるものとする。

4～6 （略）

○ 厚生労働省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十七号）

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、 ninth号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

## 3 (略)

## ○ 経済産業省設置法(平成十一年七月十六日法律第九十九号)

(経済産業局)

第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。

2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十五条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

## 5 (略)

## ○ 国土交通省設置法(平成十一年七月十六日法律第百号)

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百十三号、第一百十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関する技術に係るものを除く。）及び第一百二十八号に掲げる事務

三 測量業の発達、改善及び調整に関すること。

四 地価の調査に関すること。

五 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業の実施に  
関すること。
- 二 委託に基づき、前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。
- 三 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る事業の助成及びこれに  
伴う監督に關すること。
- 3 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務については、農林水産大臣のみの指揮監  
督を受けるものとする。
- 4・5 (略)

○ 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年六月  
一日法律第八十三号）

(小笠原総合事務所の設置)

第二十六条 当分の間、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理す  
るため、現地の総合行政機関として国土交通省に小笠原総合事務所を置く。

2 小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌すること  
とされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に  
属することとされる事務をつかさどる。

3 小笠原総合事務所は、小笠原村に置くものとし、その内部組織は、国土交通大臣  
が前項に規定する事務を所管する国の行政機関の長（以下この章において「関係行  
政機関の長」という。）と協議して定める。

(職員)

第二十七条 小笠原総合事務所の職員の任免は、国土交通大臣が関係行政機関の長と  
協議して行う。

(指揮監督)

第二十八条 関係行政機関の長は、それぞれの所掌事務に関し小笠原総合事務所の長  
その他の職員を指揮監督する。

○ 自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

(海上保安庁の統制)

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自  
衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると  
認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができ  
る。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制  
下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるも  
のとする。

3 (略)

○ 自衛隊法施行令

(海上保安庁に対する指揮)

第一百三条 法第八十条第二項の規定による防衛大臣の海上保安庁の全部又は一部に対する指

揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）

（税関長に対する指揮監督等）

第五十四条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

○ 輸出貿易管理令

（税関の確認等）

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 輸入貿易管理令

（税関の確認等）

第十五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 海上保安庁法（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第十条 海上保安庁の長は、海上保安庁長官とする。

2 海上保安庁長官は、国土交通大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、所部の職員を指揮監督する。ただし、国土交通大臣以外の大臣の所管に属する事務については、各々その大臣の指揮監督を受ける。

第十五条 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の励行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の励行に関する事務に關し行政官庁の制定する規則の適用を受けるものとする。

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた海上保安庁、警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、できるだけその求に応じなければならない。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

## 2 行政機関の職員以外の者に対する指揮監督を規定するもの

- 警察法（昭和二十九年六月八日法律第二百六十二号）

(長官)

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

(麻薬取締官及び麻薬取締員)

第五十四条 厚生労働省に麻薬取締官を置き、麻薬取締官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずる。

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずるものとする。

3・4 (略)

5 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚せい剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

6～8 (略)

(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)

第五十六条 厚生労働大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生労働大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 (略)

- 漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）

(漁業監督公務員)

第七十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の勧行に関する事務をつかさどらせる。

2～4 (略)

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる

勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したもの  
は、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定  
による司法警察員として職務を行う。

(漁業監督官と漁業監督吏員の協力)

第七十四条の二 農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県  
知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力  
させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該漁業監督吏員は、  
捜査に必要な範囲において、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 (略)

○ 海上保安庁法（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たな  
ければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要が  
あると認めるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求  
めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた海上保安庁、警察行政庁、税関その他の関係  
行政庁は、できるだけその求に応じなければならない。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮  
を受けなければならない。

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 適性評価制度の法制化について（案）

#### 1 適性評価制度とは

特別秘密を保護するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底することが重要である。具体的には、特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること、真に必要のある者に限って取り扱わせること、管理責任を明確化すること及び特別秘密を取り扱う者の保護意識を高めることが必要である。

このうち、「特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること」により、特別秘密を漏らすおそれがあると認められる者をその取扱者からあらかじめ除外し、漏えいの可能性を低減しようとする仕組みが適性評価制度である。

具体的には、秘密情報を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）について、特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、自発的に特別秘密を漏らすおそれ、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ及び意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれがある者であるかどうかについて評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを個別具体的に判断する制度である。

#### 2 諸外国における適性評価制度

このような制度は、米、英、独、仏等の諸外国において、国にとって重大な秘密情報を保護する制度の一部として既に導入・運用されており、その共通点としては

- ① 法令等により制度が根拠付けられていること。
  - ② 原則として秘密の取扱者全てを対象としており、その中には国の行政機関から事業の委託を受ける民間事業者等の役員及び職員も含んでいること。
  - ③ 実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等により情報を収集することとし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して犯罪経歴、渡航履歴等の照会を行っていること。
  - ④ 各行政機関の長が実施していること。
  - ⑤ 評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること。
- 等を挙げることができる。

#### 3 我が国における適性評価制度の法制化の必要性

我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報（特別管理秘密）の取扱者に対して適性の評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。

11/11/30内調内検討済み

③ 適性評価の実施権者（適性を有しているかどうかを認める権限がある者をいう。）  
が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必  
要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。  
等の課題がある。

したがって、適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、所要の規定を設けること  
が、特別秘密の保護の実効性を高める観点から必要であると考えられる。

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 適性評価の対象外とする者について（案）

#### 趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てを対象にして適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、特別秘密を漏らした場合には罰則を適用する点は、適性評価の実施の有無にかかわらず同じであることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特性その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、適性評価の対象とすることが適當かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方に基づき、適性評価の対象とすることが適當ではないと考えられる職を具体的に検討する。

#### 1 内閣総理大臣その他の国務大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第66条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。当該手続により内閣総理大臣の職に就いた者がその職責を果たそうとするときに、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な過程を経て与えられた内閣により行政権を行使する権限を制約するものであり、適當とはいえない。

次に、国務大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。国務大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり<sup>41</sup>、内閣総理大臣は内閣の首長として、行政各部を指揮監督するという自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた国務大臣を任命することとなる。ここで、任命した国務大臣が、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該国務大臣はその職務の一部を行うことができなくなるため、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなることもあり得ることとなる。これは、内閣総理大臣に国務大臣を任命し、内閣に行政権を行使する権限を与えていた憲法の趣旨を没却することにもなりかねないことから、適當とはいえない。

\*1 「憲法 第4版」（芦部信喜、高橋和之補訂・岩波書店）309頁

これらのことから、内閣総理大臣その他の国務大臣を適性評価の対象とすることは適當ではないと考えられる。

## 2 内閣総理大臣その他の国務大臣以外の職で対象外とするもの

内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる職にある者についても適性評価の対象としないことが適當と考えられる。具体的には、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職にある者が該当すると考えられる。

### (1) 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、国務大臣である内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり（内閣法第14条第3項）、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画し（内閣府設置法第8条第2項）、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行する（内閣法第14条第3項）職である。このように内閣官房副長官は、内閣官房等の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の判断を直接補佐する職であり、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると同時に内閣官房長官及び内閣との一体性が求められる職である。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているところ、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために内閣官房等を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことと踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることがありますこととすることは内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、内閣官房副長官を適性評価の対象とすることは適當ではないと考えられる。

### (2) 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（国家行政組織法第16条第3項及び内閣府設置法第13条第2項）並びに大臣の命を受けて大臣不在の場合に職務を代行する（国家行政組織法第16条第3項）職である。また、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（国家行政組織法第17条第3項及び内閣府設置法第14条第2項）職である。いずれも、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の判断を直接補佐する職であり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると同時に大臣及び内閣との一体性が求められる職である。

また、副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされており（国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項並びに内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項）、一体性を保つべき相手方である内閣が総辞職した場合には、免職を待たずに失職することとされている（国家行政組織法第16条

第6項及び第17条第6項並びに内閣府設置法第13条第5項及び第14条第5項)ところ、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために行政各部を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのこと踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、副大臣及び大臣政務官がその職務の一部が行えなくなることがあり得ることとすることは、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、副大臣及び大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

【以下検討中】

なお、適性評価の対象とすることが適當でない職の範囲が「任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適當でない職」に限られることを法律上明らかにしつつ、特別秘密の取扱いの状況を熟知し、また、その保護について最終的に責任を負うこととなる行政府の専門技術的な判断に委ねることが合理的であることから、個別の職名は政令で規定することとする。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帶責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

② (略)

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国會議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だって、これを行ふ。

② (略)

〔國務大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国會議員の中から選ばれなければならない。

② (略)

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 (略)

2 (略)

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 (略)

- 2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(副大臣)

第十三条 (略)

- 2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 (略)

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 (略)

4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

(副大臣)

第十六条 (略)

2 (略)

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 (略)

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 (略)

2 (略)

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 (略)

11/11/30内調内検討済み

- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 実施権者について（案）

#### 1 基本的な考え方

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者（対象役職員が特別秘密を取り扱う適性を有しているかどうかを判断する者をいう。）は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要がある。

#### 2 特別秘密を取り扱う機関ごとの実施権者

このような考え方に基づいて、以下、特別秘密を取り扱う機関ごとに実施権者を検討する<sup>1)</sup>。

##### (1) 国の行政機関

国の行政機関は、法令の定める任務及び所掌事務について各行政機関ごとに業務を処理していることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、それぞれの行政機関の長をその実施権者とすることとする。

また、その行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる行政機関の長をその実施権者とすることとする。

##### (2) 都道府県警察

警察事務は、本来、住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与している。こうした警察事務の性格と我が国の現行警察制度を併せ考え、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監・道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を実施権者とすることとする。

また、その都道府県警察の職員でない者であっても、当該都道府県警察に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる都道府県警察の警察本部長がその実施権者とすることとする。

\*1 (1)及び(2)によると、行政機関の長や警察本部長の適性評価は自らが実施することとなることから適性評価の適正性が論点となり得るところ、そもそも適性評価を実施することが適當かどうかを含め、これらの職を占める者の適性評価の在り方については引き続き検討中である。

(3) 契約業者

契約業者は、国の行政機関から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、契約業者の役職員の適性評価は、事業を委託した行政機関の長を実施権者とすることとする。

なお、国の行政機関及び都道府県警察の場合と異なり、契約業者に役員として選任され、又は職員として雇用されることが見込まれる者については、選任又は雇用前に適性評価を行わないこととする。これは、契約業者は国の行政機関との契約関係にある限りにおいて特別秘密を取り扱うに過ぎず、恒常的な必要性が認められないことや、民間部門の採用慣行は多様であることに鑑み、選任又は雇用前の適性評価がいたずらに身辺調査代わりに行われることがないようにする必要があること等によるものである。

3 他の機関の長が指定した特別秘密を取り扱わせる場合

国の行政機関又は都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の長がその職員に取り扱わせることとする特別秘密は、国の行政機関にあってはその中に他の国の行政機関の長が指定したものも含まれることがあり、また都道府県警察にあってはいずれかの国の行政機関が指定したものである。

いずれの場合であっても、当該行政機関等が、その任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱う必要性が生じるものであることから、特別秘密の保護のための必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、当該行政機関等の長の責任において講ずるべきと考えられる。

このため、本法においては、特別秘密の指定権者を問わず、職員の適性評価の実施権者は当該行政機関等の長とすることとする。

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

#### 1 趣旨

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らす背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれは、以下の3つに分類することができると考えられる。

- ・ 取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

以下、漏えいのおそれの分類ごとに、このおそれと結び付き又はこのおそれを示唆するために、取扱者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価を行う上で有効な判断材料を提供すると考えられるものとして調査すべき事項について、具体的に考察する。

#### 2 漏えいのおそれと調査事項の関係

##### (1) 「取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密を漏らすことと是認する信条を有することや漏らすことにより利益を得ようとすることが、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあると評価し得ることから、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要があると考えられる。

具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に関与している状況、我が国よりも外国における自己の利益を有し又は外国に忠誠心等の特別な感情を抱いている状況、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受け感化されている状況、経済的に追い詰められている状況等にある者が該当すると考えられることから、学歴・職歴、特定有害活動<sup>1</sup>との関係、国外との関連する有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが有効と考えられる。

##### (2) 「取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ」について

取扱者に特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者にとって他人に知られたくない事情に付け込み、あるいは

\*1 この法制においては以下の活動を「特定有害活動」と定義することとしている。

①テロリズムを行う活動

②外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの。

- 1) 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動
- 2) 國際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の國及び國民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

は取扱者の特に国外における経済的な利益を脅かして取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密を漏らさせることが考えられる。したがって、意思を抑圧されていることにつながる、いわば「弱み」を有している者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的に何が弱みとなり得るかは人により異なり、一様ではないが、職歴、犯罪及び懲戒の経歴、国外との関連を有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項の中に弱みとなり得る情報があると考えられることから、これらの事項を調査することが有効と考えられる。

(3) 「取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的には、日頃から規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できること又は精神疾患等の影響により是非善惡を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当することから、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態その他の経済的な状況、精神疾患、薬物の濫用・影響、飲酒についての節度、情報の取扱いに係る非違といった事項を調査することが有効と考えられる。

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 調査事項について（案）

適性評価において調査することとする事項が、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

#### 1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。）を行う活動や外国の利益を図る目的で行われる活動であって、我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得するものや国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。そして、「特定有害活動との関係」とは、これらの活動を自ら行ったり、これらの活動を行う団体や個人を支援したりすること等を意味するが、特定有害活動との関係を有する者にとっては、特別秘密を取得することが目的の実現に寄与するため、これらの活動と関係を有する者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員にこうした活動との関係がないか調査する必要がある。

#### 2 経済的な状況に関する事項（3及び4(2)に係るもの除去。）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

また、頻繁に借入れを行っていることについて他人に知られることを恐れている者は、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした心情に付け込まれることにより意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられるこ

とから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがある存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### 3 法令の遵守の状況に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがある存在すると評価し得ると考えられる。

また、何らかの個人的な事情により他人に知られることを恐れている犯罪や懲戒の経歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした経歴に付け込まれ、意思を抑圧されることで、特別秘密を漏らすおそれがある存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### 4 その他特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項

1から3までの事項以外にも、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項について、漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。こうした事項の例としては、以下のものが考えられる。

#### (1) 学歴及び職歴に関すること

本人の学歴及び職歴に関する情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれがある存在すると評価し得る行動又は状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けたことがあること、外国と関係が深い企業で勤務したことのあることは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。特に、外国での従軍歴及び外国政府での勤務歴は当該外国への忠誠心を抱いているかもしれないことを、我が国の立場と一致しない外国政府の動向に対して著しく強い共感を表明していることは日本よりも当該外国の利益を優先するかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

このほか、何らかの個人的な事情により、他人に知られることを恐れている職歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等に、そうした職歴に付け込まれ、意思を抑圧されることで特別秘密を漏えいするおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、学歴及び職歴に関するることを通じて、対象役職員に漏えいのおそれにつながる行動又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(2) 国外に保有する資産、国外への渡航、外国人との交際その他の国外との関連を有する事情に関すること（1に係るものと併せて）

国外との関係に係る情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得る行動その他の状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、対象役職員本人が外国籍の者又は日本への帰化歴を有する者であること、配偶者や家族、同居人<sup>1</sup>といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいること、外国での居住や特定の外国への頻繁な渡航の歴史があること、外国政府機関から給付・援助を受けたことがあること、本人や配偶者が外国人と頻繁に接触し、又はしていたことは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことをそれぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して自発的に特別秘密を漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

また、特定の外国政府との取引並びに外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、情報漏えいを企図する外国情報機関等がそうした利益を脅かし、特別秘密を漏らすことを迫る標的になりやすいと考えられることから、こうした経済的な利害関係を有する者には、意思を抑圧されることで特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、国外との関連を有する事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれにつながる行動又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(3) 情報の取扱いに関する非違に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。

---

\*1 特に配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にある者を想定している。

- 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

#### (4) 薬物の影響に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれにつながり付く又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### (5) 精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患に関するこ

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれにつながり付く又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### (6) 飲酒についての節度に関するこ

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれにつながり付く又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 結果の通知について（案）

#### 1 趣旨

適性評価の結果として通知する内容は、適性を有すると認めたかどうかの判断及び適性を有すると認めなかつた場合の理由の2項目が考えられる。以下、それぞれの項目について、通知の是非を検討する。

#### 2 適性を有すると認めたかどうかの判断の通知

適性評価制度が、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、対象役職員本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれら情報を取得することについて対象役職員の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、取得した個人情報に基づき実施権者が所与の目的を達成したことを対象役職員との関係において外形的に明らかにするとともに、実施権者が対象役職員の適性についてどのような判断を行ったのかを対象役職員本人が知ることができる仕組みを整備することは、本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るために当然に必要と考えられる。

#### 3 適性を有しないと認めた場合の理由の通知

##### (1) 理由の通知が当然に必要でないこと

適性を有するかどうかの判断は、対象役職員の権利・義務の変動を伴う行為ではないため処分に該当しないと考えられ、また、実施権者である行政機関の長や警察本部長の裁量にゆだねられていることから、適性を有すると認めなかつた場合に理由を対象役職員に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

##### (2) 通知することのメリット

(1)を踏まえた上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、対象役職員には、例えば実施権者の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないか、法令に規定する調査事項に関係しない事項まで考慮して判断したのではないかといった疑問を確認することができることになる。こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する対象役職員の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットもあると考えられる。

これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかつた場合の理由は、対象役職員に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとする。

##### (3) 通知に当たっての留意点

(2)の一方で、例えば、適性を有しないと認めた理由の通知は、それが具体的である場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能とな

り得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価の実効性の確保の妨げとなることが考えられる。

また、適性評価制度においては、実施権者が対象役職員の知人その他の関係者に質問したり公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあり、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

(4) 通知する内容のあり方

(3)の留意点に加え、適性を有しないと認める理由は個別具体的な事案によって異なるため、通知すべき内容のあり方を定型的に示すことは困難であると考えられる。

(5) 通知を希望しない者への非通知

結果の通知を希望した者のうち、適性を有しないと認められた場合に、その理由の通知を希望しない者については、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

#### 4 契約業者への通知

適性評価制度が対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報を用いる制度であることに鑑みると、契約業者に結果として通知すべき内容は必要最小限度のものとすることが適当と考えられる。

こうした考えに基づくと、契約業者はその役職員のうち適性を有している者を把握していないければ誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないことから、行政機関の長は、適性を有していると認められたかどうかについては契約業者に通知する必要がある。

一方、適性を有しないと認めた理由については、契約業者が把握する必要性がないことから、行政機関の長がその理由を契約業者に通知することは不適当と考えられる。

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）

#### 1 行政機関の行為としての適性評価の性格

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他の公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

#### 2 適性評価の処分性の有無

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体的の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

#### 3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

#### 4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取り扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、以下の3点が考えられる。

##### (1) 職務の代行

適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。

##### (2) 本人の申出に基づく辞任等

特別秘密を取り扱えないことによる職務遂行への支障が著しいことが見込まれる場合には、当該高位の職を占める者は辞任するか、任命権者に申し出ることで任命権者が当該職員を特別秘密を取り扱わない他の職に降任させることが考えられる。

##### (3) その他

通常は、(1)の代行者の指名若しくは(2)の辞任又は降任により対応すると想定されるが、仮にこのようなことが行われない場合には、特別秘密を取り扱えなくなることが、職務の遂行に当たり能力を発揮し又は業績を挙げる上での制約となった事態を反映した人事評価に基づいて、任命権者が当該高位の職を占める者を特別秘密を取り扱わない職に降任させることが考えられる。

この場合、降任は不利益な取扱いではあるが、国家公務員法に規定する人事評価に基づく取扱いであって適性評価の結果を直接の理由とするものではないため、本法に規定する不利益取扱いの禁止との関係で問題は生じないと考えられる。

また、降任は、国家公務員法第89条第1項において著しく不利な処分の一つとされているところ、この処分に不服があるときは、人事院に対する行政不服審査法に基づく不服申立てをするという国家公務員法第90条第1項のスキームにより救済を求ることとなると考えられる。

#### 【参照条文】

##### ○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたと

11/11/30内調内検討済み

きその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。

2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行わうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2・3 （略）

（不服申立て）

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

2・3 （略）

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

#### 1 趣旨

適性評価制度は、特別秘密を漏らすおそれがある者をその取扱者からあらかじめ除外することにより、漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、その役職員の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

逆に、例えば、対象職員が適性評価を実施することに同意しなかった場合に指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合に当該対象職員を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりといった適性評価の目的以外の場面でこれを斟酌する余地があれば、対象職員が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、その職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象職員に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

また、こうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象職員が適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく、正確に提供することをためらうことで、実施権者が、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを適正に評価できず、制度の実効性が損なわれる事態につながることも考えられる。

このため、適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が対象職員に不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

#### 2 契約業者の職員

ここで、契約業者の職員についてみてみると、解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成22年法律第49号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準として抽象的であり、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いが当該場合に該当するのか必ずしも明確ではないとの指摘もあり得るところである。また、専ら雑務に従事させ就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いを制限する法的根拠が存在しないこととなることから、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要がある。

なお、役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会

の決議によって定められることから、本法制に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

### 3 行政機関等の職員

一方、行政機関の職員のうち一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また、都道府県警察の職員については国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があるが、一般職の国家公務員については、国家公務員法の規定により、

- (1) 職員の任用は能力の実証に基づいて行わなければならないこと（第33条第1項）。
- (2) 職員の免職は、法律に定める事由<sup>1</sup>に基づいて行わなければならないこと（第33条第2項）。
- (3) 職員は、法律又は人事院規則に定める事由<sup>2</sup>による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはないこと（第75条）。

から、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。自衛隊の隊員、都道府県警察の職員も同様である。

このため、一般職の国家公務員等（一般職の国家公務員、自衛隊法第2条第5項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。）については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要性が必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより前述の契約業者の職員との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。

この場合において、一般職の国家公務員等に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上は「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱い<sup>3</sup>について権限を有する者」を、不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象とすることとする。

\*1 具体的には国家公務員法第78条（本人の意に反する降任及び免職の場合）が該当するとされている。

\*2 降任・休職・免職の事由を定めた法律の規定は、国家公務員法第78条（降任・免職）、同法第79条（休職）が該当する。また、人事院規則では、休職の事由を規定しており、具体的には①学校、研究所等の公共的施設において、職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合、②災害により生死不明・所在不明となった場合等を規定している。（人事院規則11-3第3条）

\*3 身分取扱い：国、公共団体その他の団体に勤務する職員その他の一定の身分、地位を有する者についての任免、分限、懲戒、服務その他その身上一般に関する取扱いを総括して表現する用語である。（法令用語辞典）

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、任用方法についてその職務の特殊性を踏まえ、自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象とすべきかどうかの議論になじまないと考えられる。

【参照条文】

○労働契約法（平成22年法律第49号）（抄）

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（解任）

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 （略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受けれる財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 （略）

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

- ② 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。
- ③ （略）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

- ② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合にいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性<sup>1</sup>を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合  
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

#### ○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

(隊員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

2 (略)

(隊員の昇任)

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功労に基く選考又は試験によるものとする。

2 (略)

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

---

\*1 地方公務員法第28条に基づく分限処分と任命権者の裁量権について争われた事件において、「その職に必要な適格性を欠く場合」の意義について、最高裁は、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基いてその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性が認められる場合」との解釈を示しているところ（最判昭和48年9月14日）、国家公務員法第78条第3号の規定についても同様に解されている。

国家公務員法における適格性を欠くと認められた具体例としては、災害によらず相当期間行方をくらました場合、反復して服務上の規律に違反する行為をとった場合がある。（「逐条国家公務員法」（鹿児島重治、森園幸男、北村勇編・学陽書房）612頁）

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性<sup>\*</sup>を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（任用の根本基準）

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならぬ。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める理由でなければ、懲戒処分を受けることがない。  
（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3・4 （略）

○公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（抄）

（一般職の国家公務員に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁

\*1 自衛隊法第42条第3号の「適格性」の趣旨は、国家公務員法第78条第3号の「適格性」と同様であると解されている（参議院内閣委員会議事録：昭和29年5月14日：政府委員説明）。

判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国家職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがなされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

【判例】

（解雇以外の不利益な取扱いに関するもの）

労働者が自宅待機命令に反して工場内への入構を強行し、警士を負傷させたこと等を理由とする懲戒解雇が有効かが争われた事件において、最高裁は、「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的な事情の下において、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効になる」との解釈を示している（最判昭和58年9月16日）。

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

#### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体的な対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

#### 2 思想・良心及び信教の自由との関係

##### (1) 思想・良心の自由

###### ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており<sup>1</sup>、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的な害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている<sup>2</sup>。

###### イ 本制度との関係

(2) の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている<sup>3</sup>。

\*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」いと判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

\*2 「憲法 I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

\*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法 I 第4版」301頁から305頁まで他。

(7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかつたりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(8) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、これら内心の領域にあるものを理由として不利益な取扱いがなされることはない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれには結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下の平等に違反しないかとの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている<sup>1)</sup>。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である<sup>2)</sup>。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

\*2 前掲「憲法I 第4版」310頁

されており<sup>1</sup>、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている<sup>2</sup>。

イ 本制度との関係

(ア) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

---

\*1 前掲「憲法 I 第4版」309頁

\*2 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 適性評価と法の下の平等との関係について（案）

#### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地<sup>1</sup>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

#### 2 法の下の平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている<sup>2</sup>。

#### 3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれ結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下の平等の趣旨に違反しないといえる。

\*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

\*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうかが争われた事件において、最高裁は、法の下の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの関係について

(1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

(2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されている<sup>1</sup>。

信条は内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている<sup>2</sup>。この点、適性評価制度において調査する事項は外形的に具現されたものであって、内心の領域に属するものではないため、当該領域を理由とした差別的な取扱いが行われることはない。

(3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある<sup>3</sup>。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経験を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔法の下の平等・貴族制度の否認・榮転の授与〕

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

\*2 同書160頁

\*3 「憲法I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利、有斐閣）288頁

11/11/30内調内検討済み

門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

[思想及び良心の自由]

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

[信教の自由]

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

秘密保全法制の必要性及びその具体的な内容について（案）

1 我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1) 外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

(2) インターネット上への情報漏えいの脅威

昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3) 標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- ・ 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- ・ 攻撃対象の組織等が使用するITシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

ここ数ヶ月の間だけでも、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4) 法制に関する検討・対策の必要性

上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策が考えられ、既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからく講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

2 本法制による対応①—厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1) 上記1のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くと共に漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当がなされていない。

(2) そこで、本法制により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の存立を守ることにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

この点まず、国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった国の存立を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすこととも考えられる。

(3) 以上により、本法制においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を探るべきと考えられる。

3 本法制による対応②—適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用

されているように、秘密を取り扱わせようとする者について、一定の事項を調査して秘密を漏らすおそれの程度を評価することによりその適性を個別具体的に判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。
- ③ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

などの課題がある。

したがって、本法制においては、実効性をより高めるために、適性評価制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

#### 4 本法制による対応③—罰則の強化

(1) 現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により5年以下の懲役とされる以外、1年以下の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法制の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、少なくとも防衛秘密に係る罰則並みに法定刑を引き上げることとする。なお、懲役刑の上限を5年又は10年のいずれにするかについては、法務省刑事局との間で調整中である。

(2) また、本法制は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法制は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

##### 【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

(3) さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とし

ていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法制においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

その上で、

- ① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法制においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

- (4) その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法制が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

## 【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	<input type="radio"/> 自衛隊法違反 (懲役10か月) <input type="radio"/> 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	<input type="radio"/> MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	<input type="radio"/> 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	<input type="radio"/> MDA秘密保護法違反 (2年6か月猶予4年) <input type="radio"/> 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	<input type="radio"/> 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) <input type="radio"/> 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	<input type="radio"/> 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) <input type="radio"/> 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

## 【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。</li> <li>衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。</li> <li>防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。</li> <li>総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。</li> </ul>
平成23年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。</li> <li>防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。</li> </ul>
平成23年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。</li> <li>9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。</li> </ul>
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の在外公館において、情報の窃取を目的とした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。</li> <li>国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。</li> </ul>

### 【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

#### 1 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元來防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

#### 2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国會議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員について、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接すこととなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて（案）

#### 1 問題の所在

本法制は、国の行政機関における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により国 の行政機関を規律することをその本旨とするものである。

この点、立法府が国政調査権（憲法第62条）の行使として特別秘密の伝達を求めた場合、行政府はこれに応じるか否かを判断することとなるが<sup>1</sup>、これに応じた場合には、国会議員及び国会職員が特別秘密を知得することとなる。また、司法府については、例えば、民事訴訟における原告や刑事訴訟における被告人・弁護人が、特別秘密に係る訴訟で特別秘密についての証拠開示等を求めた場合、裁判所がその必要性を判断するため、國・検察官に対して特別秘密の提示を命じることがあり得るが<sup>2</sup>、このような場合には、裁判官や裁判所職員が特別秘密を知得することとなる。

そこで、立法府及び司法府を本法制の対象とし、国会議員、国会職員、裁判官及び裁判所職員についても厳格な管理義務や罰則で規律することとすべきかが問題となる。

#### 2 検討

##### (1) 立法府について

憲法及び国会法には秘密会の規定があり、立法府が秘密情報を取り扱うことを想定していると考えられるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法制の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わること

\*1 内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法第104条）。特別秘密はその漏えいが国家の存立に関わるものであるため、内閣等が報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる。

\*2 裁判所は、民事訴訟における文書提出命令の申立てや刑事訴訟における証拠開示に係る裁定請求に対する判断に際して必要があれば、当該文書等の所持者に対してその提示を命ずることができる（民事訴訟法第223条第6項・刑事訴訟法第316条の27第1項）。ただし、当該文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる。したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は限定されると考えられる。なお、現在、情報公開訴訟においてインカメラ手続を採用するための情報公開法改正案が国会に提出されている。

とから、一義的には立法府における議論に委ねることが適當と考えられる<sup>3</sup>。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適當と考えられる。

## (2) 司法府について

ア 裁判所による証拠の提示命令等の規定が設けられており、裁判所が秘密を取り扱うことは想定されていると考えられるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法制の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適當と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられること<sup>4</sup>を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適當と考えられる。

イ なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法制の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法制の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる<sup>5</sup>。

---

\*3 国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法制の対象となる。

\*4 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

\*5 弁護士については、刑法で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第1項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付するなした場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の5第2項）。

## ○立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている(同規則第236条)が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
国会職員法第19条				
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。(平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁)。
	官吏服務紀律第4条			
裁判所職員		○	○	裁判所職員臨時措置法
	裁判所職員臨時措置法			

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

### 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

#### 1 指定権の所在及び指定の効果について

- (1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。
- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
  - ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
  - ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
  - ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
  - ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- (2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。
- 次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。
- さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。
- (3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。
- この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資することから、④がより適切であると考えられる。

#### 2 指定の調整について

- (1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を探る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行

政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。

ア 機関Aから機関Bに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

(7) 仮に機関A又は機関Bが調整を図らないまま相互に無断で指定権を使用した場合、2つの観点から問題があると考えられる。第一に、指定の要件の充足性を的確に判断するためには、他の機関における当該情報の利用の状況や今後の利用の見込みを確認する必要があると考えられ、第二に、一方的に指定権を使用した場合、他の機関において当該情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えることができないおそれがある。

以上の2つの観点（以下「要件判断等の観点」という。）を踏まえると、

○ 機関A（機関B）が指定権を使用する際には、機関B（機関A）の意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

(イ) この点、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）であり、機関Bに当該情報を伝達することができなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の伝達を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方方に立ち、1次機関である機関Aに機関Bとの関係で優先的地位が与えられるよう、

○ 機関Bが指定権を使用する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、機関Aよりも機関Bの方が当該情報を指定するか否かにつきより適切に判断できる場合も考えられ、そのような場合にまで機関Aに優先的地位を与える必要はないと考えられる<sup>1</sup>。また、協議により合意に至るまで指定権を使用できないとすると、可及的速やかに指定を行う観点からは必ずしも好ましくないし、機関Aへの意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより機関Bにおける合理的な判断を期待できると考えられる<sup>2</sup>。

したがって、機関Aに優先的地位が与えられるようなルールを定める必要はないと考えられる。

\*1 優先的地位を認め得る行政機関は当該情報の内容や伝達ルートに応じて様々であり、そのような行政機関を一義的に決定するルールを定めることは極めて困難である。

\*2 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの伝達の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとすると場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を伝達の条件とすれば足りると考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに伝達された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

機関A、機関B又は機関Cのいずれが指定権を行使する場合も、上記アで述べたところと同様、要件判断等の観点から他の機関の意見を聞くことが求められるべきと考えられる<sup>3</sup>。

さらに、情報の伝達が控えられて政府部内の政策判断に悪影響が生じることのないよう、例えば、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

○ 機関Cが指定権を行使する際には、機関A及び機関Bへの意見聴取のみならず、機関A及び機関Bへの協議又は機関Aへの協議まで必要  
といった、機関Aや機関Bに優先的地位を与えるルールを定めることも検討し得るが、上記アで述べたところと同様の理由により、そのようなルールは必要ないと考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合でも、上記イの場合と同様、機関A又は機関Bのいずれが指定権を行使する場合も、要件判断等の観点から他の機関の意見を聞くことが求められるべきと考えられる<sup>4</sup>。また、1次機関たる機関Aに優先的地位を与えるルールを定める必要がないことは、上記アで述べたところと同様である<sup>5</sup>。

(3) 以上の検討から、

○ 行政機関が指定権を行使しようとするときは、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聞き、その意見を尊重すること  
が指定の調整に必要なルールであると考えられる。

なお、意見聴取の結果、ある行政機関が指定権を行使した時には、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を他の行政機関に通知する必要があると考えられる。そして、指定権を行使した行政機関の内部にあっては、指定に係る事項を記録する文書等への標記又は当該事項を取り扱う者への通知により指定の効力が発生するのに対し、他の共有行政機関に対しては、この指定権を行使した旨の通知により指定の効力が及ぶものと考えられる。

\*3 機関Cが指定権を行使する場合、機関Cにおいて機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Bが機関Cに対し、機関Aから当該情報の伝達を受けたことを教示すべきと考えられる。

\*4 機関Bが指定権を行使する場合、機関Bにおいて機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Aが機関Bに対し、機関Cに当該情報を伝達したことを教示すべきと考えられる。

\*5 機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣的関係を認めることは困難である。

### 3 特別秘密の共有が生じるその他の場合について

複数の行政機関間での特別秘密の共有が生じる場合としては、上記のとおり情報が伝達された後に指定権が行使されるケースのほか、指定権が行使された後に特別秘密が伝達されるケースを考えられる。本法制施行時においては前者のケースが数多く生じることが予想されるが、施行後はむしろ後者のケースが一般的になると考えられる。

この点、自衛隊法においては、指定後に防衛秘密が伝達される場合の規定として、防衛省以外の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができるとの規定が置かれている（自衛隊法第96条の2第3項）のみであるが、この規定による場合に加え、秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより伝達が許容される場合があると解されている。本法制においては、特別秘密の伝達により共有が生じる場合を明確にするため、他の行政機関から特別秘密の伝達を受けることができる場合が取扱いの業務を行うために伝達を受ける場合と比較衡量により伝達を受ける場合に限られる旨の規定を設けることとした。

平成23年11月 日  
内閣情報調査室

漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）

1 問題の所在

本法制では、故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰の対象としており、報道関係者による取材行為はその対象になり得ると考えられる。この点、最高裁は、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ<sup>1</sup>、本法制で故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2 検討

- (1) 漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており<sup>2</sup>、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法制における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法制で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

- (2) また、本法制における特定取得罪は、

- ① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧

\*1 いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

\*2 いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならぬ」と判示されている（最決昭53年5月31日）。

して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法制で特定取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

## 内閣法の一部改正について（メモ）

### 1 本法を内閣官房が所管することについて

本法の規定を具体的に見てみると、

- ・ 国にあっては全ての行政機関を対象としていること。
- ・ 特別秘密を保護するための指定や管理といった措置を講ずる義務は、特別秘密を取り扱う各行政機関の長等にあるとしていること。
- ・ 特定の行政機関に対して、前述の措置が行われる各行政機関等への報告、立入検査、勧告等の法施行事務を行う権限を付与していないこと。

といった特徴を有している。

また、施行後に想定される事務としては、秘密の保護のための各種の措置に関する運用方針の作成、条文解釈の提示といった特別秘密の保護について行政各部の施策に関する統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務が考えられるところである。

さらに、これらの事務は定期的、恒常的に発生することが見込まれる訳でもない。  
これらのことから、本法を内閣官房が所管することが考えられる。

### 2 本法を内閣情報官・内閣情報調査室が所管することについて

本法を内閣官房が所管することとした場合には、現行の内閣法等の規定によれば、内閣官房副長官補（内政担当、外政担当、安全保障・危機管理担当）のいずれかが本法を所管することとなる。

しかし、いずれの内閣官房副長官補もこの法律の検討作業に主体的に携わっていないという経緯に加え、同副長官補の中では特別秘密の取扱いに最も親和的であり、法制化作業段階での内閣情報調査室担当者の併任先となることを了解した副長官補（安危）も、併任を了解する条件として本法施行時以降に本法を所管しないことを挙げていることに鑑みると<sup>1</sup>、実態として内閣官房副長官補が本法を所管することとすべき業務上の基礎を十分に有しているわけではないことが伺われる。

他方で、内閣情報官・内閣情報調査室は、カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図る業務を担当し、「内閣の重要政策に関する情報の収集調査」の一環として、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていること等から、内閣官房の各組織の中では、本法の業務への親和性が高く、施行に当たって有益なノウハウの蓄積があることを考えると、内閣情報官・内閣情報調査室が本法を所管することも現実的な選択肢として考え

\*1 特別秘密の保護に関する法律（仮称）については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室の所掌事務では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することとしている。

得るところである。

この場合、現在の内閣情報官の所掌事務は「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関すること」とされていることから、特別秘密の保護に関して「行政各部の施策に関する統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務」を行えるよう、内閣法第18条を改正する必要がある。

#### 【参照条文】

##### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関する事を処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別	根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有り 【罰則】:有り	特命全権大使	外務公務員法、国家公務員法 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法、国家公務員法 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法、国家公務員法 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法、国家公務員法 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法、国家公務員法 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び隨員	外務公務員法、国家公務員法 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員(自衛隊員)	自衛隊法 118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法、国家公務員法 裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法 69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法 46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有り 【罰則】:無し	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法 20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法 29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法 18条、4条8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律 145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法 19条の5、19条の3~8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法 26条の7、19条の32~7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	内閣総理大臣	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 紀律4条1項、規範1(8)	(規定なし)
	国務大臣	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 紀律4条1項、規範1(8)	(規定なし)
	内閣官房副長官	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 紀律4条1項、規範1(8)	(規定なし)
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有り 【罰則】:無し	副大臣	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 紀律4条1項、規範1(8)	(規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 紀律4条1項、規範1(8)	(規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律 4条1項	(規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法 6条2項、100条1項	(規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律 4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律 4条1項	(規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律 4条1項	(規定なし)
	侍従	官吏服務紀律 4条1項	(規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 第5の1	(規定なし)
	裁判官	官吏服務紀律 4条1項	(規定なし)
	内閣危機管理監	内閣法、国家公務員法 内閣法16条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法、国家公務員法 内閣法16条3項、15条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣広報官	内閣法、国家公務員法 内閣法17条3項、15条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
内閣情報官	内閣法、国家公務員法	内閣法10条3項、15条4項、 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法、国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項、 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院总裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法、国家公務員法	警察法10条1項、国家公務 員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置 法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置 法	22条、10条	(規定なし)
国会議員	国会議員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12 1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	18条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会长、委員	公認会計士法	37条の6 1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)
国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9 13項	(規定なし)
電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条 1項	(規定なし)
運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
電波監理審議会委員	電波法、国家公務員法	電波法99条の4、国家公務 員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無し 【罰則】:無し	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	中央社会保健医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長 及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	日本学术会議会員	日本学术会議法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
4. その他	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	(一般職)地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条第1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定期に関する条例	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし) (規定なし)

官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)  
國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 洋平(安危本室)

23:18

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

23:18

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

迷惑メール

23:17

## 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第7回)

### 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル 安危送付資料.ZIP (257 KB)

ル

2011年11月30日 23:18

内閣官房副長官室(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

下書き

丸山 洋平(安危本室)

23:18

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

23:18

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

迷惑メール

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて  
(第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

[REDACTED] [REDACTED]

添付ファイル

警察庁送付資料.ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 23:18

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[REDACTED]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:[REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

ラスト

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 洋平(安危本室)

23:18

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

23:18

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

迷惑メール

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて  
(第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

[REDACTED]

添付ファイル

法務省送付資料.ZIP (257 KB)

ル。

2011年11月30日 23:17

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 洋平(玄武本室)

23:18

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

23:18

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

迷惑メール

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて  
(第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 公安庁送付資料 ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 23:17

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL: 03-5253-2111(内線)[REDACTED]

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30



## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 洋平(安危本室)

23:18

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて  
(第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 海保庁送付資料.LZH (268 KB)

ル:

2011年11月30日 23:16

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

メール

予定表

連絡先

リンク

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お問い合わせ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)  
丸山 洋平(安危本室)

23:18

下書き

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:17

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

防衛省送付資料.ZIP (257 KB)

添付ファイル

2011年11月30日 23:15

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

TEL: 100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 洋平(安危本室)

23:18

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

23:18

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

迷惑メール

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて  
(第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

経産省送付資料.ZIP (257 KB)

添付ファイル

2011年11月30日 23:15

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 洋平(安危本室)

23:18

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

[REDACTED]

23:18

削除済みアイテム

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

迷惑メール

[REDACTED]

23:17

## 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

経産省送付資料.ZIP (257 KB)

添付ファイル:

2011年11月30日 23:14

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 齊藤様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 淳平(安危本室)

23:18

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

[REDACTED]

23:17

## 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル 外政送付資料 ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 22:53

内閣官房副長官室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

TEL: 100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30

## 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

丸山 洋平(安危本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて  
(第7回)

## 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室), 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル 内政送付資料.ZIP (257 KB)

ル

2011年11月30日 22:52

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議

第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文索引等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/30